

国保 増大する老人医療費

問合せ 住民課 TEL 557 7578

# 老人医療費

## について みんなで考えてみましょう

老人医療費は、皆さんがお医者さんで支払っている金額（一部負担金）のほかに、国民健康保険やほかの健康保険からの拠出金、国や都、町からの負担金などによって賄われています。

老人医療費が増え続けると、皆さんの負担も大きくなります。今後も安心して医療を受けることができるよう、一人ひとりが日ごろから意識し、医療費を大切に使いましょう。



### 一人当たりの老人医療費は？



右のグラフは、国保の制度別に一人当たりの医療費を比較したものです。老人医療費は、一般医療費と比べて約4倍も費用が掛かっています。

### どうしたら医療費を節約できるの？

次のことに気を付けるだけで医療費の節約につながります。ご協力ください。

#### お医者さんの掛け持ちはやめましょう。

一つの病気で何人もお医者さんを変えると、再び初診料が掛かるだけでなく、同じような検査をしたり、薬をもらったりと、本来は必要の無いはずの医療費が掛かってしまいます。また、検査や投薬の繰り返しは体にとってもよくありません。

お医者さんを信頼し、指示を守りましょう。

#### 時間外・休日受診はなるべく避けましょう。

診療時間外にお医者さんに掛かると、本来の診療費のほかに別料金が加算されます。

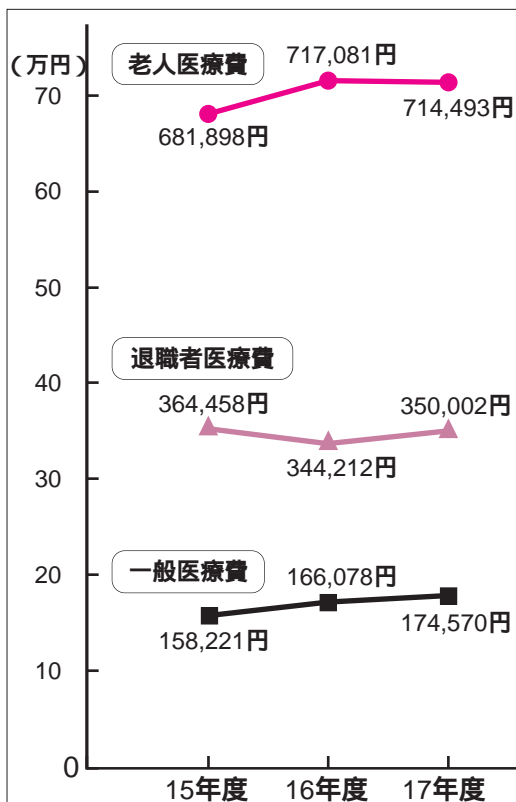
緊急の場合はやむを得ませんが、診療時間内にお医者さんに掛かるようにしましょう。

#### 掛かり付け医を持ちましょう。

掛かり付けのお医者さんであれば、病歴などを把握した上で診察してもらえます。

もし、専門的な治療が必要であれば、ほかの病院への紹介状も書いてもらえます。

制度別一人当たりの医療費の推移



#### 薬は上手に飲みましょう。



薬をたくさん欲しがるのはやめましょう。また、お医者さんの指示に従って、適切な用量・用法を守って薬を飲みましょう。

#### 定期的に健康診断を受けましょう。

生活習慣病などの病気は、かかり始めに自覚症状の無いものがほとんどです。

年に1回は定期的に健康診断を受け、病気の早期発見、早期治療を心掛けましょう。

## 確定申告のご準備を

問合せ 青梅税務署 ☎0428 (22) 3185

所得税は、税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、納税するという申告納税制度を採用しています。申告をしなければならない人がしなかったり、期限を過ぎてから申告したりすると、加算税や延滞税を納めなければならないこととなります。確定申告は期限を守って正しく申告・納税しましょう。

### 所得税の「確定申告」

平成18年分の所得税の確定申告をしなければならない人は、**事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方、給与所得者の方で平成18年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方や、給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方**などです。

### こんなとき、所得税が戻ることもあります

確定申告をする必要のない給与所得者の方でも、**高額な医療費を支払った場合や、住宅等を取得し新しく住宅ローンを借り入れたとき、年の途中で退職しその後就職していないため、年末調整を受けていない方**などは、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

還付のための申告書は、2月16日(金)以前でも提出できます。

### 青梅税務署による 出張申告相談

給与所得者・年金所得者・農業所得者・小規模事業者の方にはぜひ、この機会をご利用ください。

**日時** 2月14日(水)・15日(木)

▶午前9時30分～正午

▶午後1時～3時30分

**場所** 町民会館ホール

**内容** 確定申告書の作成アドバイス、相談および受付を行います。

### 税理士による 小規模事業者のための 確定申告無料相談

**日時** 2月20日(火)～23日(金)

▶午前9時～11時

▶午後1時～3時

**場所** 町民会館ホール



### 税務署窓口での 相談と申告書の受付

**期間**

2月16日(金)～3月15日(木)

土・日曜日は閉庁日ですが、**2月18日(日)と25日(日)**は確定申告書を受け付けます。

### 確定申告は インターネットで!

国税の申告や納税が、税務署に出掛けなくても、自宅やオフィスからできます。



詳しくは次のところへ

▶ e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

▶ ヘルプデスク

☎0570 015901

## 文化財消防演習

**日時** 1月28日(日) 午前10時から  
**場所** 愛宕神社

この演習は、文化財防火デーに伴い、神社仏閣などの火災に対する消防活動の技術を磨き、文化財に対する防火意識を高めるために行われます。

問合せ 地域振興課

☎557 7610



当日午前9時にサイレンを鳴らします。火災と間違えないようにお願いします。

**日時** 1月7日(日) 午後1時30分から  
**場所** 町営第2グラウンド  
(雨天の場合は町民会館ホール)

## 出初式

先着200名に  
粗品をプレゼント!

## 瑞穂町消防団

# 平成19年度 嘱託員と臨時職員(パート)登録者 募集

応募期限 1月31日(水)まで

臨時職員の一般事務の登録は随時受け付けます。

## 応募方法

いずれも自筆の履歴書(写真貼付)1通を総務課へ提出してください。

## 問合せ

▶履歴書について

総務課へ ☎557 7492

▶仕事内容について...各担当へ

嘱託員の募集 (雇用期間 4月1日～平成20年3月31日)

職種等	人数	仕事の内容	対象	資格・要件等	勤務時間等	担当
環境監視員	2名	町内巡視による環境監視	60歳くらいまでの方	普通運転免許	月～土曜日のうち3日 午前8時30分～午後5時	生活環境課 ☎557 0544
町税徴収員	1名	町税等の徴収事務	64歳未満の方		月～金曜日 午前9時～午後5時	税務課 ☎557 7529
介護支援専門員	1名	要介護認定のための訪問調査と認定審査会事務	60歳くらいまでの方	介護支援専門員実務研修を修了した方	月～金曜日のうち3～4日 午前8時30分～午後5時	高齢者福祉課 ☎557 0594
石畑保育園	保育士	若干名	45歳くらいまでの方	保育士資格	月～金曜日午前7時30分～午後7時のうち8時間	石畑保育園 ☎557 2780
	栄養士調理師	若干名		給食業務	栄養士または調理師資格	
	用務員	1名	整備・清掃等			
学童保育クラブ指導員	若干名	保育・指導	60歳くらいまでの方	保育士・教員資格(取得見込みの方を含みます)または保育経験者	月～土曜日のうち5日 1日4時間	あすなる児童館 ☎557 7766
教育相談員	若干名	教育相談に関する業務	35歳くらいまでの方	臨床心理士(取得見込みの方を含みます)	月～金曜日のうち3日以上 午前8時30分～午後5時	学校教育課 ☎557 6683
学芸員	1名	郷土資料館業務 文化財保護業務	60歳くらいまでの方	学芸員資格をお持ちの方(埋蔵文化財の調査ができる方)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	郷土資料館 ☎568 0634

賃金・その他勤務条件は、瑞穂町嘱託員の設置に関する要綱によります。

臨時職員の登録 (登録期間 4月1日～平成20年3月31日)

職種	対象	資格・要件等	勤務時間等	担当	
一般事務	子ども家庭支援センターひばり	50歳くらいまでの方	簡単なパソコン操作のできる方	火～土曜日 午前9時～午後5時 月12日	子ども家庭支援センターひばり ☎568 0051
	郷土資料館			月曜日を除く週4～5日 午前9時～午後5時	郷土資料館 ☎568 0634
	耕心館	65歳くらいまでの方	簡単なパソコン操作のできる方、普通運転免許	水～日曜日 午前8時30分～午後5時 別途午後9時までの夜間勤務あり	耕心館 ☎568 1505
あすなる児童館指導員	50歳くらいまでの方	保育士・教員資格(取得見込みの方を含みます)または保育経験者	火～日曜日 1日4時間 週2～3日勤務 雇用期間 4月1日～9月30日	あすなる児童館 ☎557 7766	
学童保育クラブ指導員	65歳くらいまでの方		月～土曜日 1日4時間 週5日以内 雇用期間 4月1日～9月30日		
臨時保育士			保育士資格	月～金曜日 午前7時30分～午後7時のうち、2～5時間勤務	石畑保育園 ☎557 2780
適応指導教室指導員	55歳くらいまでの方	教員資格	月～金曜日 1日4時間 週3日 午前8時30分からの勤務	学校教育課 ☎557 6683	
学校事務	50歳くらいまでの方	簡単なパソコン操作のできる方	月～金曜日 午前10時～午後4時		
給食作業員	55歳くらいまでの方		月～金曜日 午前10時～午後3時		

賃金・その他勤務条件は、瑞穂町臨時職員の雇用に関する実施要綱によります。

西多摩衛生組合管内（瑞穂町、青梅・福生・羽村市）ごみ分別の一部統一化に伴い

# 4月から <sup>一部</sup>ごみの分別が変わります

現在、燃やせないごみは、リサイクルプラザで細かく砕いて二ツ塚処分場に埋め立てられています。しかし、埋め立て容量には限界があり、いずれはいっぱいになってしまいます。そこで4月から、燃やせないごみの一部を燃やせるごみにし、埋め立てごみを減量していきます。さらに、燃やせないごみのプラスチックをリサイクルプラザで抜き取り、資源化していきます。

## 現在の「燃やせないごみ」の品目



革製品



ゴム製品



靴



プラスチック製品



陶磁器



50cm未満の家電製品

4月1日から次のように変わります

### 「燃やせるごみ」になります

革製品



ゴム製品



靴



### 資源化できないプラスチック製品



#### 【軟質系プラスチック】

ビニールシート、テーブルクロス、浮き輪、雨がっぱ、ビニール手袋、風呂マット、玄関マット、ビニールホースなど

【不衛生なもの】 引き続き燃やせるごみです  
歯ブラシ、歯間ブラシ、ストロー、おしゃぶり、スポンジなど

#### 【記録媒体】

CD（コンパクトディスク）、MD（ミニディスク）、ビデオ・カセットテープ、FD（フロッピーディスク）、キャッシュカードなど

### その他の変更点

- 毛布、カーテン（現在は粗大ごみ） → 布の日に出せるようになります。
- スプレー缶（現在はカンの日） → 火災事故防止のため、有害ごみの日になります。
- 雑紙の区分が一部変わります

### 引き続き「燃やせないごみ」です

陶磁器



50cm未満の家電製品



### 資源化できるプラスチック製品



#### 【硬質系プラスチック】

バケツ、洗面器、プランター、衣装ケース、皿、コップ、スプーン、しゃもじ、ざる、プラスチック製密閉容器、CDのケース、おもちゃ、ゲームソフト、洗濯ばさみ、ボールペン、定規、ヘアブラシ、スキーブーツなど

いずれも50cm以上のものは、すべて粗大ごみです。

### 西多摩衛生組合のプラスチック焼却による排ガスについて

現在の排ガス測定結果は、公害防止協定規定値を下回っています。今後も、協定規定値を厳守し、さらに少なくするよう努めていきます。

### ごみの分別説明会 2月から開催！

各地で4月からの「分別の説明」や「分別のこつ」、「減量の秘けつ」などをお話しします。

ぜひ、ご参加ください。（日程は「広報みずほ」2月号でお知らせします）

なお、お仲間を集めていただければ、出張説明を行います。お気軽にお申し出ください。



4月から分別事典が新しくなります

平成19年度版「ごみ・資源物収集カレンダー」と一緒に3月中旬に配布します。

問合せ 生活環境課 TEL557 7706

## 瑞穂町国民保護計画 素案に関するご意見募集

町では国民保護法に基づき、武力攻撃や大規模テロ等から、住民の生命、財産を保護するための「瑞穂町国民保護計画」を策定中です。

この計画の策定に当たり、町民の皆様のご意見を参考とさせていただくため、次のとおり、募集します。

### 対象

町内在住・在勤・在学の方、町内に事務所・事業所を有する方

### 応募方法

瑞穂町国民保護計画(案)をご覧ください、あなたのご意見を記入したものに、住所・氏名(ふりがな)・電話番号を明記し、地域振興課へ応募(FAX・Eメール・郵送)してください。提出様式は問いません。

### 瑞穂町国民保護計画(案)の閲覧方法

地域振興課

町ホームページ

募集期間 1月11日(木)～1月31日(水)  
提出先・問合せ

〒190 1292

瑞穂町箱根ヶ崎2335

瑞穂町役場 地域振興課

TEL 557 7610

FAX 556 3401

なお、頂いたご意見に対する個別の回答はいたしません。

### メールアドレス

tiikishinko@town.mizuho.tokyo.jp

## 平和の メッセージ募集

3月10日の「東京都平和の日」を迎えるに当たり、戦争による先人の犠牲をしのび、戦争の悲惨さや平和の大切さについて考え、その思いをメッセージとして発信してみませんか。

### 応募方法

平和についての思いを150字以内(短文も可)にまとめ、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、学生の方は学校名を明記し、企画財政課へ応募(FAX・Eメール・郵送)してください。

用紙や書式は自由です。

未発表のオリジナル作品に限ります。

お一人様何点でも応募できます。

提出期限 1月31日(水)

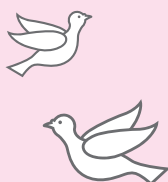
必着

応募作品の選考結果は、後日通知します。

問合せ 企画財政課

TEL 557 7468

FAX 556 3401



### メールアドレス

kikaku-zaisei@town.mizuho.tokyo.jp

## 西多摩衛生組合

### 工事等人札参加資格審査の受付

平成19・20年度の工事や物品買入れ等の入札参加資格審査申込書を受け付けます。詳しくは、お問い合わせください。

【申込書の配布】

配布期間 1月9日(火)～26日(金)

申込様式 西多摩衛生組合所定様式

配布方法 当組合ホームページ内の「お知らせ」からダウンロードしてください。

インターネット環境の無い方のみ窓口で配布します。

【申込書の受付】

日時 1月22日(月)～26日(金) 午前9時～午後4時

(正午～午後1時は除きます)

場所・問合せ 西多摩衛生組合総務課 TEL 554 2409

ホームページ <http://www.nishiei.or.jp>

## 羽村・瑞穂地区学校給食組合

### 物資納入業者登録申請の受付

平成19・20年度の物資納入業者登録申請の受付をします。

【申請書の配布】羽村・瑞穂地区学校給食組合にて配布します。

配布期間 1月22日(月)～2月9日(金)(土・日曜日を除きます)

時間 午前8時30分～午後4時

【申請書の受付】

日時 2月5日(月)～2月9日(金) 午前8時30分～午後4時

場所・問合せ 羽村・瑞穂地区学校給食組合給食課管理給食係

TEL 554 2084